

相続・遺言に関するお悩み、疑問など

- ✓ 遺言を残したいが、どうすれば？
- ✓ 遺言書はどのように書けばいいの？
- ✓ 相続と相続登記は何が違う？
- ✓ 相続登記はしないといけないの？

参加無料

事前予約



講演会・相談会

相続

と

遺言

に関する

開催日

7月25日火

事前予約は6月26日(月)から開始
講演会および相談会ともに完全予約制(先着順)

場所

山形県生涯学習センター「遊学館」3階(山形市緑町一丁目2-36)

講演会の時間

午前の部 10:00~12:00(前半:相続、後半:遺言)
午後の部 13:00~15:00(前半:相続、後半:遺言)
※講師は法務局職員が担当します。

相談会の時間

①10:00~、②11:00~、③13:00~、④14:00~、⑤15:00~(相談は1組30分を予定しています)
※相談員は法務局職員、司法書士、土地家屋調査士が担当します。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます!

予約問合せ

山形地方法務局

☎023-625-1619

【主催】山形地方法務局 【共催】山形県司法書士会、山形県土地家屋調査士会